

改正後	改正前																																																																						
第 3 章 共通施工 第 1 節 通 則 3－1－1 [略] 3－1－2 安全施工 1 [略] 2 施工後 受注者は施工が完了した場合、工事範囲内の清掃等を行い工事の残存物が放置されていないことを確認しなければならない。 第 2 節 [略] 第 3 節 溶 接 3－3－1～3－3－3 [略] 3－3－4 材片の組合せ精度 表 3－3－7 溶接施工試験の試験方法及び判定基準 <table><tr><th>試 験 の 種 類</th><th>試 験 項 目</th><th>溶接方法</th><th>試験片の形状</th><th>試験片の個数</th><th>試験方法</th><th>判 定 基 準</th></tr><tr><td>突合せ溶接試験</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>すみ肉溶接試験</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>最高硬さ試験</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>スタッド溶接試験</td><td>引張試験</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>降伏点は 235N /mm²以上、引張強さは 400～550N/mm²以上、伸びは 20%以上とする。ただし溶接部で切れてはいけない。</td></tr></table>	試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接方法	試験片の形状	試験片の個数	試験方法	判 定 基 準	突合せ溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	すみ肉溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	最高硬さ試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	スタッド溶接試験	引張試験	[略]	[略]	[略]	[略]	降伏点は 235N /mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 以上、伸びは 20%以上とする。ただし溶接部で切れてはいけない。	第 3 章 共通施工 第 1 節 通 則 3－1－1 [略] 3－1－2 安全施工 1 [略] 2 施工後 受注者は施工が完了した場合、工事範囲内の清掃等を行ない工事の残存物が放置されていないことを確認しなければならない。 第 2 節 [略] 第 3 節 溶 接 3－3－1～3－3－3 [略] 3－3－4 材片の組合せ精度 表 3－3－7 溶接施工試験の試験方法及び判定基準 <table><tr><th>試 験 の 種 類</th><th>試 験 項 目</th><th>溶接方法</th><th>試験片の形状</th><th>試験片の個数</th><th>試験方法</th><th>判 定 基 準</th></tr><tr><td>突合せ溶接試験</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>すみ肉溶接試験</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>最高硬さ試験</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>スタッド溶接試験</td><td>引張試験</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>降伏点は 235N /mm²以上、引張強さは 400～550N/mm²以上、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。</td></tr></table>	試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接方法	試験片の形状	試験片の個数	試験方法	判 定 基 準	突合せ溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	すみ肉溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	最高硬さ試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	スタッド溶接試験	引張試験	[略]	[略]	[略]	[略]	降伏点は 235N /mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 以上、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。
試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接方法	試験片の形状	試験片の個数	試験方法	判 定 基 準																																																																	
突合せ溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
すみ肉溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
最高硬さ試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
スタッド溶接試験	引張試験	[略]	[略]	[略]	[略]	降伏点は 235N /mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 以上、伸びは 20%以上とする。ただし溶接部で切れてはいけない。																																																																	
試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接方法	試験片の形状	試験片の個数	試験方法	判 定 基 準																																																																	
突合せ溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
すみ肉溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
最高硬さ試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
スタッド溶接試験	引張試験	[略]	[略]	[略]	[略]	降伏点は 235N /mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 以上、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。																																																																	

改正後	改正前																																																																																																												
4 前処理 前処理は第3章 3-5-2 第1項の1種ケレン（ISO <u>8501-1</u> Sa2 1/2 相当以上）とし溶射の種類及び等級に応じてブラスト材等の粒度を選定するものとする。 5・6 [略] 3－6－3 [略] 第7節～第9節 [略] 第10節 電気配線 3－10－1 一般事項 1～4 [略] 5 ビニル電線の色別 受注者は、ビニル電線を使用する場合、次の表 3-10-1 のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。 <u>また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。</u> <u>なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。</u> [削る。] 表 3－10－1 ビニル電線の色別 <table><tr><th>電気方式</th><th>赤</th><th>白</th><th>黒</th><th>青</th></tr><tr><td><u>三相3線式</u></td><td><u>第1相</u></td><td><u>第2相(接地側)</u></td><td><u>第2相(非接地)</u></td><td><u>第3相</u></td></tr><tr><td><u>三相4線式</u></td><td><u>第1相</u></td><td><u>中性相</u></td><td><u>第2相</u></td><td><u>第3相</u></td></tr><tr><td><u>単相2線式</u></td><td><u>第1相</u></td><td><u>第2相(接地側)</u></td><td><u>第2相(非接地)</u></td><td><u>二</u></td></tr><tr><td><u>単相3線式</u></td><td><u>第1相</u></td><td><u>中性相</u></td><td><u>第2相</u></td><td><u>二</u></td></tr><tr><td><u>直流2線式</u></td><td><u>正極</u></td><td><u>二</u></td><td><u>二</u></td><td><u>負極</u></td></tr></table> (注) 1 接地線は、緑色又は緑／黄色とする。 (注) 2 電線を分岐する場合は分岐前の色別による。 <u>ただし、分電盤2次側の単相2線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。</u> [削る。]	電気方式	赤	白	黒	青	<u>三相3線式</u>	<u>第1相</u>	<u>第2相(接地側)</u>	<u>第2相(非接地)</u>	<u>第3相</u>	<u>三相4線式</u>	<u>第1相</u>	<u>中性相</u>	<u>第2相</u>	<u>第3相</u>	<u>単相2線式</u>	<u>第1相</u>	<u>第2相(接地側)</u>	<u>第2相(非接地)</u>	<u>二</u>	<u>単相3線式</u>	<u>第1相</u>	<u>中性相</u>	<u>第2相</u>	<u>二</u>	<u>直流2線式</u>	<u>正極</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>負極</u>	4 前処理 前処理は第3章 3-5-2 第1項の1種ケレン（ISO <u>8051-1</u> Sa2 1/2 相当以上）とし溶射の種類及び等級に応じてブラスト材等の粒度を選定するものとする。 5・6 [略] 3－6－3 [略] 第7節～第9節 [略] 第10節 電気配線 3－10－1 一般事項 1～4 [略] 5 ビニル電線の色別 受注者は、ビニル電線を使用する場合、次の表 3-10-1 のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。 <u>(1) 接地線は、緑色又は緑／黄色とする。</u> <u>また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。</u> <u>なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。</u> 表 3－10－1 ビニル電線の色別 <table><tr><th colspan="15">配線方式（相線式）</th></tr><tr><th colspan="14">交 流</th><th>直 流</th></tr><tr><th colspan="3"><u>単相2線式</u></th><th colspan="3"><u>単相3線式</u></th><th colspan="4"><u>三相3線式</u></th><th colspan="4"><u>三相4線式</u></th><th colspan="2"><u>直流2線式</u></th></tr><tr><td><u>第1相</u></td><td><u>接地側第2相</u></td><td><u>非接地側第2相</u></td><td><u>第1相</u></td><td><u>中性相</u></td><td><u>第2相</u></td><td><u>第1相</u></td><td><u>接地側第2相</u></td><td><u>非接地側第2相</u></td><td><u>第3相</u></td><td><u>第1相</u></td><td><u>第2相</u></td><td><u>第3相</u></td><td><u>中性相</u></td><td><u>二 N</u></td><td><u>± P</u></td></tr><tr><td>赤</td><td>白</td><td>黒</td><td>赤</td><td>白</td><td>黒</td><td>赤</td><td>白</td><td>黒</td><td>青</td><td>赤</td><td>黒</td><td>青</td><td>白</td><td>青</td><td>赤</td></tr></table> <u>(2) 電線を分岐する場合は分岐前の色別による。</u> <u>ただし、分電盤2次側の単相2線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。</u>	配線方式（相線式）															交 流														直 流	<u>単相2線式</u>			<u>単相3線式</u>			<u>三相3線式</u>				<u>三相4線式</u>				<u>直流2線式</u>		<u>第1相</u>	<u>接地側第2相</u>	<u>非接地側第2相</u>	<u>第1相</u>	<u>中性相</u>	<u>第2相</u>	<u>第1相</u>	<u>接地側第2相</u>	<u>非接地側第2相</u>	<u>第3相</u>	<u>第1相</u>	<u>第2相</u>	<u>第3相</u>	<u>中性相</u>	<u>二 N</u>	<u>± P</u>	赤	白	黒	赤	白	黒	赤	白	黒	青	赤	黒	青	白	青	赤
電気方式	赤	白	黒	青																																																																																																									
<u>三相3線式</u>	<u>第1相</u>	<u>第2相(接地側)</u>	<u>第2相(非接地)</u>	<u>第3相</u>																																																																																																									
<u>三相4線式</u>	<u>第1相</u>	<u>中性相</u>	<u>第2相</u>	<u>第3相</u>																																																																																																									
<u>単相2線式</u>	<u>第1相</u>	<u>第2相(接地側)</u>	<u>第2相(非接地)</u>	<u>二</u>																																																																																																									
<u>単相3線式</u>	<u>第1相</u>	<u>中性相</u>	<u>第2相</u>	<u>二</u>																																																																																																									
<u>直流2線式</u>	<u>正極</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>負極</u>																																																																																																									
配線方式（相線式）																																																																																																													
交 流														直 流																																																																																															
<u>単相2線式</u>			<u>単相3線式</u>			<u>三相3線式</u>				<u>三相4線式</u>				<u>直流2線式</u>																																																																																															
<u>第1相</u>	<u>接地側第2相</u>	<u>非接地側第2相</u>	<u>第1相</u>	<u>中性相</u>	<u>第2相</u>	<u>第1相</u>	<u>接地側第2相</u>	<u>非接地側第2相</u>	<u>第3相</u>	<u>第1相</u>	<u>第2相</u>	<u>第3相</u>	<u>中性相</u>	<u>二 N</u>	<u>± P</u>																																																																																														
赤	白	黒	赤	白	黒	赤	白	黒	青	赤	黒	青	白	青	赤																																																																																														

改正後	改正前
6～10　〔略〕 3－10－2　金属管配線 1～3　〔略〕 4　電線管の固定 受注者は、電線管を固定する場合は、サドル又は<u>ハンガー</u>等の支持金物により取付け、その支持間隔は2 m以下としなければならない。なお、管端、管相互又は管とボックス等の接続点では、管端、接続点に近い個所も固定しなければならない。 5～12　〔略〕 3－10－3～3－10－8　〔略〕 3－10－9　光ケーブル 1　一般事項 （1）布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備<u>の</u>技術基準の解釈及び有線電気通信設備令に準拠して行うものとする。 （2）～（10）　〔略〕 2　光ケーブル地中配線 （1）・（2）　〔略〕 （3）ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キンク断線が生じないように考慮するものと<u>し、固定金物へ固定しないものとする</u>。 3　光ケーブル屋内配線 （1）・（2）　〔略〕 （3）水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック <u>に</u> 3m<u>以下の間隔</u>ごとに緊縛して固定するものとする。 （4）垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック <u>に</u> 1.5m<u>以下の間隔</u>ごとに緊縛して固定するものとする。 （5）〔略〕 4　〔略〕 5　光ケーブル架空配線 光ケーブルを架空配線する場合の架線の高さは、電気設備<u>の</u>技術基準の解釈によるほか、以下によるものとする。 （1）～（4）　〔略〕 6　〔略〕 7　光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル布設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。 （1）光ケーブル布設後の測定及び試験項目 ① 〔略〕 ②伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。 <u>所定の規格値は、「光ファイバケーブル施工要領・同解説 7-2 測定及び試験の準備」によるものとする。</u>	6～10　〔略〕 3－10－2　金属管配線 1～3　〔略〕 4　電線管の固定 受注者は、電線管を固定する場合は、サドル又は<u>ハンガ</u>等の支持金物により取付け、その支持間隔は2 m以下としなければならない。なお、管端、管相互又は管とボックス等の接続点では、管端、接続点に近い個所も固定しなければならない。 5～12　〔略〕 3－10－3～3－10－8　〔略〕 3－10－9　光ケーブル 1　一般事項 （1）布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備技術基準の解釈及び有線電気通信設備令に準拠して行うものとする。 （2）～（10）　〔略〕 2　光ケーブル地中配線 （1）・（2）　〔略〕 （3）ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キンク断線が生じないように考慮するものと<u>する</u>。 3　光ケーブル屋内配線 （1）・（2）　〔略〕 （3）水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 3mごとに緊縛して固定するものとする。 （4）垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 1.5mごとに緊縛して固定するものとする。 （5）〔略〕 4　〔略〕 5　光ケーブル架空配線 光ケーブルを架空配線する場合の架線の高さは、電気設備技術基準の解釈によるほか、以下によるものとする。 （1）～（4）　〔略〕 6　〔略〕 7　光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル布設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。 （1）光ケーブル布設後の測定及び試験項目 ① 〔略〕 ②伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。

改正後	改正前
③・④　[略] (2) [略] 第 11 節　計測装置 3－11－1　[略] 3－11－2　流量計 1　[略] 2　電磁流量計 電磁流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 (1) ～ (3)　[略] (4) 検出器の上下流に必要な直管長はJIS B 7554（電磁流量計）によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 3　超音波流量計 超音波流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 (1) ・ (2)　[略] (3) 超音波式流量計（管路用）の検出器の上下流に必要な直管長は JEMIS 032（超音波流量計による流量測定方法）によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 (4) 超音波式流量計（開渠用）の流量検出器の上下流に必要直線水路長が確保されるよう、設置条件を考慮し決定するものとする。 第 12 節・第 13 節　[略] 第 4 章　水門設備　～　第 12 章　電気設備　[略]	③・④　[略] (2) [略] 第 11 節　計測装置 3－11－1　[略] 3－11－2　流量計 1　[略] 2　電磁流量計 電磁流量計にはは、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 (1) ～ (3)　[略] (4) 検出器の上下流に必要な直管長はJISB7554によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 3　超音波流量計 超音波流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 (1) ・ (2)　[略] (3) 超音波式流量計（管路用）の検出器の上下流に必要な直管長は JEMIS032 によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 (4) 超音波式流量計（開渠用）の流量検出器の上下流に必要直線水路長が確保されるよう、設置条件を考慮し決定するものとする。 第 12 節・第 13 節　[略] 第 4 章　水門設備　～　第 12 章　電気設備　[略]

改正後	改正前
第 13 章 水管理制御設備 第 1 節 通則 13－1－1 [略] 13－1－2 一般事項 1 機器構造等 (1) [略] (2) 機器構造等[略] ①設備の機器構成に基づき、<u>単位機能ごと</u>にできるだけブロック化して組立てるものとし、各機器は操作及び点検が容易な構造とするものとする。 ②～⑤[略] 2 [略] 13－1－3 [略] 第 2 節 情報処理設備 13－2－1～13－2－8 [略] 13－2－9 1 ソフトウェア仕様一般 (1) [略] (2) ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。 ①[略] ②各処理機能単位での<u>組合せ</u>試験 ③[略] (3) アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、次によるものとする。 ①ハードウェアに依存しない標準的な <u>C言語</u>、BASIC 言語等を使用しなければならない。 ②入出力処理装置等のプログラムは、<u>C言語</u>、ラダー言語等を使用しなければならない。 2 [略]	第 13 章 水管理制御設備 第 1 節 通則 13－1－1 [略] 13－1－2 一般事項 1 機器構造等 (1) [略] (2) 機器構造等[略] ①設備の機器構成に基づき、<u>各単位機能ごと</u>にできるだけブロック化して組立てるものとし、各機器は操作及び点検が容易な構造とするものとする。 ②～⑤[略] 2 [略] 13－1－3 [略] 第 2 節 情報処理設備 13－2－1～13－2－8 [略] 13－2－9 1 ソフトウェア仕様一般 (1) [略] (2) ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。 ①[略] ②各処理機能単位での<u>組合わせ</u>試験 ③[略] (3) アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、次によるものとする。 ①ハードウェアに依存しない標準的な <u>C言語</u>、BASIC 言語等を使用しなければならない。 ②入出力処理装置等のプログラムは、<u>C言語</u>、ラダー言語等を使用しなければならない。 2 [略]

第 13 章 水管理制御設備

第 1 節 通則

13－1－1 [略]

13－1－2 一般事項

1 機器構造等

(1) [略]

(2) 機器構造等[略]

①設備の機器構成に基づき、各単位機能ごとにできるだけブロック化して組立てるものとし、各機器は操作及び点検が容易な構造とするものとする。

②～⑤[略]

2 [略]

13－1－3 [略]

第 2 節 情報処理設備

13－2－1～13－2－8 [略]

13－2－9

1 ソフトウェア仕様一般

(1) [略]

(2) ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。

①[略]

②各処理機能単位での組合わせ試験

③[略]

(3) アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、次によるものとする。

①ハードウェアに依存しない標準的な C言語、BASIC 言語等を使用しなければならない。

②入出力処理装置等のプログラムは、C言語、ラダー言語等を使用しなければならない。

2 [略]

改正後	改正前
第 3 節 〔略〕	第 3 節 〔略〕
第 4 節 情報伝送設備	第 4 節 情報伝送設備
13－4－1 〔略〕	13－4－1 〔略〕
〔削る。〕	<u>13－4－2 網制御装置</u> <u>本機器の機能は次のとおりとする。</u> <u>1 テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール装置のモデム（回線接続部に実装）を NTT 等の加入電話回線に対して発信、着信の制御が可能なものとする。</u> <u>2 AA 形網制御装置（親局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール親局装置に実装し、複数の子局に対して自動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u> <u>3 AA 形網制御装置（子局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール子局装置に実装し、親局に対して自動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u> <u>4 MA 形網制御装置（子局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール子局装置に実装し、親局に対して手動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u>
13－4－ <u>2</u> データ転送装置	13－4－ <u>3</u> データ転送装置
13－4－ <u>3</u> 入出力中継装置	13－4－ <u>4</u> 入出力中継装置
13－4－ <u>4</u> 機側伝送装置	13－4－ <u>5</u> 機側伝送装置
13－4－ <u>5</u> 対孫局中継装置	13－4－ <u>6</u> 対孫局中継装置
13－4－ <u>6</u> 孫局装置	13－4－ <u>7</u> 孫局装置
13－4－ <u>7</u> 設定値制御装置	13－4－ <u>8</u> 設定値制御装置
13－4－ <u>8</u> スイッチングハブ 1 <u>L2</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、データリンク層（OSI 参照モデルの第 2 層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。 2 <u>L3</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、ネットワーク層（OSI 参照モデルの第 3 層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。	13－4－ <u>9</u> スイッチングハブ 1 <u>L 2</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、データリンク層（OSI 参照モデルの第 2 層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。 2 <u>L 3</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、ネットワーク層（OSI 参照モデルの第 3 層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。

改正後	改正前
13－4－<u>9</u> ルータ 本機器の機能は、複数のネットワークを接続し相互にデータのやり取りをするもので、Ethernet 用ケーブル、光ケーブルなど様々なインタフェースを変換するものとする。 13－4－<u>10</u> メディアコンバータ 第5節～第6節 [略] 第7節 CCTV 設備 13－7－1 CCTV 設備 [略] 1 [略] 2 準動画監視は、現場の映像を動画に近い画像にて監視する方式で、画像は使用する回線等により数枚/秒から、ほとんど動画と変わらない程度まで可能とし、使用画像伝送回線は<u>通信事業者回線（光回線等）</u>とする。 第8節 電源設備 13－8－1 <u>無停電電源装置</u>（汎用品） 13－8－2 [略] 13－8－3 直流電源装置 [DC12<u>V</u>、DC24<u>V</u>] [略] 13－8－4 [略] 第9節 計測設備<u>等</u> 13－9－1 [略] 第10節 [略]	13－4－<u>10</u> ルータ 本機器の機能は、複数のネットワークを接続し相互にデータのやり取りをするもので、Ethernet 用ケーブル、<u>ADSL 用ケーブル</u>、光ケーブルなど様々なインタフェースを変換するものとする。 13－4－<u>11</u> メディアコンバータ 第5節～第6節 [略] 第7節 CCTV 設備 13－7－1 CCTV 設備 [略] 1 [略] 2 準動画監視は、現場の映像を動画に近い画像にて監視する方式で、画像は使用する回線等により数枚/秒から、ほとんど動画と変わらない程度まで可能とし、使用画像伝送回線は <u>NTT 回線（INS64）</u> 等とする。 第8節 電源設備 13－8－1 <u>UPS 電源装置</u>（汎用品） 13－8－2 [略] 13－8－3 直流電源装置 [DC12<u>V</u>、DC24<u>V</u>] [略] 13－8－4 [略] 第9節 計測設備 13－9－1 [略] 第10節 [略]

改正後	改正前
施設機械工事完成図書等作成要領 第 1 条 [略] 第 2 条 完成図書等の内容 1 完成図書 完成図書とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て内容を追加又は省略することができる。 （１）～（１０） [略] 2 施工図 （１）施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、<u>修繕</u>、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。 ①～④ [略] （２）～（５） [略] （６）<u>発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。</u> <u>①改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要なとなる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。</u> <u>②運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。</u> 3 工事写真 工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準 撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。 [削る。]	施設機械工事完成図書等作成要領 第 1 条 [略] 第 2 条 完成図書等の内容 1 完成図書 完成図書とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て内容を追加又<u>は</u>省略することができる。 （１）～（１０） [略] 2 施工図 （１）施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。 ①～④ [略] （２）～（５） [略] （６）<u>完成図書は、設備の維持管理を目的としたものであり、公開できない部分を含んでいる。設備の改修時に、第三者に使用させることができない</u> 3 工事写真 工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準 撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。 <u>なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。</u> <u>（１）着手前及び完成写真</u> <u>（２）施工状況写真</u> <u>（３）使用材料写真</u> <u>（４）品質管理写真</u>

改正後	改正前
4 [略] 第3条 [略] 第4条 完成図書の作成 1 完成図書 (1) ～ (4) [略] (5) 施工管理記録 施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理（試験成績書含む）に関したもので、<u>特別仕様書、図面等の契約図書で定められた事項及び施設機械工事等施工管理基準の定めによる。</u> [削る。] (6) ～ (10) [略] 第5条 [略]	<u>(5) 出来形管理写真</u> <u>(6) 災害（損傷）写真</u> 4 [略] 第3条 [略] 第4条 完成図書の作成 1 完成図書 (1) ～ (4) [略] (5) 施工管理記録 施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理（試験成績書含む）に関したもので<u>下記の管理結果が記録されたものとする。</u> <u>①材料管理</u> <u>②溶接管理</u> <u>③機器管理</u> <u>④寸法管理</u> <u>⑤仮組立管理</u> <u>⑥工場塗装管理</u> <u>⑦据付基準点管理</u> <u>⑧工場材料管理</u> <u>⑨据付寸法管理</u> <u>⑩現場溶接管理</u> <u>⑪現場塗装管理</u> <u>⑫現場機能管理</u> (6) ～ (10) [略] 第5条 [略]